

平成30年第3回臨時会

孺恋村議会会議録

平成30年4月26日 開会

平成30年4月26日 閉会

孺恋村議会

平成30年第3回嬭恋村議会臨時会会議録目次

第 1 号 (4月26日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○事務局職員出席者	2
○開会および開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○同意第1号の上程、説明、質疑、採決	13
○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○閉義及び閉会の宣告	16
○署名議員	17

平成30年第3回臨時村議会

(第1号)

平成30年第3回嬭恋村議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

平成30年4月26日(木)午後2時02分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 1号 嬭恋村税条例の一部改正の専決処分の承認について
- 日程第 4 承認第 2号 嬭恋村国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認について
- 日程第 5 承認第 3号 嬭恋村後期高齢者医療に関する条例の一部改正の専決処分の承認について
- 日程第 6 承認第 4号 嬭恋村福祉医療費支給に関する条例の一部改正の専決処分の承認について
- 日程第 7 同意第 1号 嬭恋村固定資産評価員の選任同意について
- 日程第 8 議案第29号 和解及び損害賠償の額の決定について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

- | | | | |
|-----|----------|-----|----------|
| 1番 | 佐藤 鈴江 君 | 2番 | 土屋 幸雄 君 |
| 3番 | 唐澤 弘 君 | 4番 | 松本 幸 君 |
| 5番 | 滝沢 俣明 君 | 6番 | 黒岩 忠雄 君 |
| 7番 | 熊川 一 君 | 8番 | 伊藤 洋子 君 |
| 9番 | 大久保 守 君 | 10番 | 羽生田 宗俊 君 |
| 11番 | 黒岩 鹿二郎 君 | 12番 | 大野 克美 君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川 栄 君	総務課長	松本 源 君
総合政策課長	加藤 康 治 君	税務課長	宮崎 貴 君
住民福祉課長	土屋 和 久 君	建設課長	宮崎 芳 弥 君
農林振興課長	横沢 貴 博 君	観光商工課長	佐藤 幸 光 君
上下水道課長	熊川 武 彦 君	教育委員会 教育事務局長	宮崎 孝 君
会計管理者	熊川 さち子 君		

欠席

教 育 長	黒 岩 優 行 君
-------	-----------

事務局職員出席者

議会事務局長	黒 岩 崇 明	書 記	宮 崎 剛
--------	---------	-----	-------

開会 午後 2時02分

◎開会及び開議の宣告

○議長（滝沢俣明君） それでは、ただいまから第3回婦恋村議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成30年第3回婦恋村議会臨時会は成立いたしました。

よって、ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（滝沢俣明君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（滝沢俣明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、本会の会議録署名議員に、伊藤洋子さん、大久保守君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（滝沢俣明君） 日程第2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（滝沢倅明君） 日程第3、承認第1号 嬭恋村税条例の一部改正の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第1号の提案理由を説明させていただきます。

地方税法の一部を改正する法律、平成30年法律第3号が平成30年3月31日に交付され、同年4月1日に施行されることに伴いまして、緊急に嬭恋村税条例等の一部を改正する必要が生じ、平成30年3月31日、嬭恋村税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、本案を提出するものでございます。

担当課長より詳細説明をさせます。慎重審議をご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 税務課長。

〔税務課長 宮崎 貴君登壇〕

○税務課長（宮崎 貴君） それでは、嬭恋村税条例の一部を改正する条例について、7ページからの新旧対照表に基づいて、説明させていただきます。

初めに、7ページ第20条より10ページ第47条の5につきまして、地方税法の改正による住民税の規定整備と字句の改正を行うものです。

続きまして、11ページより13ページの第48条につきまして、外国関係会社の課税の特例に伴い、第2項、第3項を加える改正と加えることによる項ずれの修正及び字句の改正となります。

続きまして、14ページより16ページの第52条につきまして、災害等による延滞金の改正と利子税の計算期間の見直しに伴う第2項、第3項の追加と字句修正、第5項、第6項の追加の改正となります。

続きまして、17ページ第53条の7につきましては特別徴収納入義務の規則改正と第54条納入義務者の規則改正による項ずれの改正となります。

続きまして、17ページ附則第3条の2、18ページ第4条につきましては、先ほどの第48

条及び第52条の改正に伴い、延滞金の特例についての規定整備を行うものです。

続きまして、19ページ附則第10条の2につきましては、固定資産税等の課税標準の特例改正に伴い、3項の削除と項ずれの改正となります。

20ページから23ページの附則第10条の3につきましては、地方税法施行規則附則第12条の改正に伴い、1項、2項の削除と項ずれの修正及び耐震工事の申告について、施設の追加による改正となります。

続きまして、24ページから29ページにつきましては、固定資産税の特例の延長になります。

24ページ、附則第11条につきましては字句の改正と現行の制度の継続により、年度を改正するものです。附則第12条から15条までは、評価替えに伴い固定資産税の特例を平成30年度から32年度までに改正し、現行の制度を継続するものです。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 今、担当課長から説明がありましたけれども、提案理由の地方税法の一部を改正する法律というのは、それでは、今、説明があったように延滞金のこととか、あと災害のときのとか、そういうのが地方税法で変わったからというのかというのが1点と、それから、4ページなんですけれども、ちょっと自分が勉強不足なんでしょうけれども、真ん中辺の下に12、法附則第15条の11第1項で、改修実演芸術公演施設とかというのがありますけれども、これはやっぱり今現在の村条例にうたわれているもので、例えばその下のほうに障害者とか高齢者のこととかと、円滑化の促進に関する法律とあるけれども、これはもしかしたら高齢者も障害者も入りやすい施設にしようとか、そういうものがうたわれているのかどうか、その辺のことをお聞きしたいのと、それから先ほど説明で、延滞金のごうたわれているというので、ちょっと急いで説明されたのでわからなかったんですけども、それは村民にとっては有効的でいい内容になっているのか、どこだっけ延滞金のことをつたのが何ページだったか、あったんですけども、18ページから19ページだけれども、これは何か特例というのは村民にとっては優しいものになったのかどうかというのをちょっと自分がよくわからないでいるんですけども、4点について説明していただければと思います。

○議長（滝沢倅明君） 税務課長。

〔税務課長 宮崎 貴君登壇〕

○税務課長（宮崎 貴君） それでは、伊藤議員の質問に回答したいと思います。ちょっと順不同になってもよろしいでしょうか。すみません。

地方税法の改正という最初のご質問ですけれども、地方税法を改正することによって、全て村の条例も影響があります、改正することになります。

あと、すみません、順番あれですが、19ページ、固定資産税の課税標準の特例、これ3項を切るわけですけれども、これ有害物質除去施設の削除ということで、これの地方税法、これも納税2分の1を今まではあったんですけれども、これを削除するということです。

あと23ページ、実演芸術公演施設ということだと思いますけれども、これは耐震工事を3年間2分の1という適用になりますが、これもこの施設が加わったという地方税法の改正に伴うものです。

〔発言する者あり〕

○税務課長（宮崎 貴君） それと、延滞金については法人税の延滞金ですけれども、住民というわけではないです。村民のというわけではなく、これは法人税についてになります。

以上でよろしいですか。よろしくお願いします。

○議長（滝沢倅明君） ほかに。

大久保守君。

○9番（大久保 守君） 1点だけちょっと後学のために教えていただきたいんですけれども、先ほど11ページの法人の村民税の申告納付で、これ外国の企業というふうな話が出てきたんですけれども、嬭恋村で外国の企業で本店なり支店なりで、いわゆる住民税を払う企業というのはあるんですか。なければいいんですけれども。

○議長（滝沢倅明君） 税務課長。

〔税務課長 宮崎 貴君登壇〕

○税務課長（宮崎 貴君） お答えします。

この外国関係会社というのが外国で法人税を支払う会社という意味でして、営業所なりが村内にあるかどうかということになりますが、現状ちょっと把握している中では嬭恋村にはそういう会社はないと思います。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに、採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝沢倅明君） 起立多数であります。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（滝沢倅明君） 日程第4、承認第2号 孺恋村国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 承認第2号の提案理由を説明させていただきます。

地方税法の一部を改正する法律、平成30年法律第3号が、平成30年3月31日に交付され、同年4月1日に施行されることに伴い、緊急に孺恋村国民健康保険税条例等の一部を改正する必要が生じ、平成30年3月31日、孺恋村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、本案を提出するものでございます。

担当課長より詳細説明をさせますので、慎重審議をご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 税務課長。

[税務課長 宮崎 貴君登壇]

○税務課長（宮崎 貴君） それでは、孺恋村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、新旧対照表に基づいて説明させていただきます。

初めに、2ページの第2条第2項及び3ページ第23条第1項についてですが、国民健康保険税基礎課税額につきまして、上限額を54万円より58万円に改正するものです。

続きまして、3ページ第23条2号、4ページ3号についてですが、国民健康保険税の減額につきまして、所得金額に応じ均等割額、平等割額が減額される控除基準所得額の増額についての改正となりまして、2号5割軽減適用27万円を27万5,000円に改正し、3号2割軽減適用49万円を50万円に改正するものです。

続きまして、第23条の3第2項についてですが、特例対象被保険者が認定申告書提出に当たりに改め、マイナンバーで把握できるものであれば証明する書類の提示が不要なため、提示を求められた場合には、これらに改正するものです。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 2点ほどなんですけれども、今回は、今、説明にあったように地方税法の一部を改正する法律があったからであって、広域化との関連はないのかが1点お聞きしたいのと、それと、ちょっと私が聞き間違えていた、農家の方々は何か所得が上がると、もっと18万とかじゃなく、もっと何か高い金額を払っているとかと聞いたので、その辺のことをちょっと仕組み的にわからないので1点それを聞きたいのと。

あと一番最後にお話ししたマイナンバーのことですけれども、マイナンバーは申告のときでも何でも、それは提示が義務にされていないけれども、これは提示を求められた場合には提示しなければならないとなっているけれども、義務づけされなくてもいいと思うものだったと思ったんですけれども、国のほうもそういう指示をしているといったように、今回変わったということになるのかどうか、お聞きしたいんですけれども。

○議長（滝沢倅明君） 税務課長。

〔税務課長 宮崎 貴君登壇〕

○税務課長（宮崎 貴君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

1番目のご質問ですけれども、広域関連ではありません。

続きまして、2番目ですが、国民健康保険税がここにあるような54万円、58万円というのが上限ではなくて、このほかに後期高齢者支援金19万円と、あとは介護納付金16万円、この合計になりますので、現状89万円のものが合計今度93万円に変更になると、そのよう

な改正となります。

続きまして、3番目ですが、マイナンバーは特に義務ではありませんで、提示があればもう、この特例対象被保険者の申請のときには必要ないという。提示を求められた場合ということで、マイナンバーを持ってきていない場合は、証明書というのが雇用保険受給者証明書のことを意味しているんです。

○議長（滝沢俣明君） 伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） じゃ、これはマイナンバーのことじゃないということですよ。一番最後の提示を求められた場合には、これらを提示しなければいけないというのは、これらっで先ほど言ったように、お勤めしているという証明書とか、そういうのもいいというふうに捉えていい。雇用何とかと言ったでしょう。そういうとかで、マイナンバーじゃなくてもいいということに捉えていいわけですよ。はい、わかりました。

○議長（滝沢俣明君） 税務課長。

〔税務課長 宮崎 貴君登壇〕

〔発言する者あり〕

○税務課長（宮崎 貴君） 通常、申請する場合は雇用保険の受給者証明書という、雇用保険をいただいているという証明が必要なわけですが、現状のマイナンバーの制度によりまして、そのことが確認できるということだと思われまますので、求められた場合はということになるんだと思います。

○議長（滝沢俣明君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに、採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢俣明君） 起立多数であります。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（滝沢倅明君） 日程第5、承認第3号 嬭恋村後期高齢者医療に関する条例の一部改正の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第3号の提案理由を説明させていただきます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律、平成27年法律第31号及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が、平成30年4月1日から施行されることに伴い、嬭恋村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、本案を提出するものでございます。

担当課長より詳細説明をさせていただきますので、ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 土屋和久君登壇〕

○住民福祉課長（土屋和久君） それでは、嬭恋村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

専決書の裏をごらんください。条例ですけれども、第3条第2号中、第55条第1項の次に、括弧書きですけれども法第55条の2、第2項において、準用する場合を含むを加えとあります。こちらの括弧書きの部分を今回加えるということになります。この内容につきましては、法の改正に準じて行うものですけれども、病院施設や介護施設などへの入院をするために住所変更をする場合等による市町村国保間での医療費の偏り、矛盾をなくするためのルール、住所地特例についての改正になります。嬭恋村に住んでいた国民健康保険加入者が、嬭恋村以外の病院に入院または施設に入所し住所を移しても、前住所地、嬭恋村の国民健康保険に加入したまま医療を受けることになっています。

後期高齢者医療保険についても、群馬県広域連合に加入している被保険者が他県に入院・入所し住所を移した場合でも、群馬県広域連合の住所地特例で医療を受けることができます。ただ、嬭恋村の国保加入者が住所を移して入院・入所中に75歳になったときなんですけれども、そのときの法の規定がされていなかったため、これまでは群馬県以外の病院等に入院している場合は、群馬県の広域連合ではなく、入院・入所先の住所地の県の広域連合に加入せざるを得ないことになっていました。この改正により、新たな75歳到達者も住所地特例として、群馬県の広域連合に加入するとしたものです。なお、嬭恋村においては、他県の広域連合への変更する該当者の方はいらっしゃいませんでした。

それから、附則についてですけれども、平成20年の規定ですので、これを今回削除するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに、採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（滝沢倅明君） 日程第6、承認第4号 嬭恋村福祉医療費支給に関する条例の一部改正の専決処分承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第4号の提案理由を説明させていただきます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律、平成27年法律第31号及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が、平成30年4月1日に施行されることに伴い、孺恋村福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、本案を提出するものでございます。

担当課長より詳細説明をさせていただきます。ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 土屋和久君登壇〕

○住民福祉課長（土屋和久君） それでは、孺恋村福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

条例文の改正文の中にあります第3条第1項中、法律第55条の次に、もしくは第55条の2を加えるということになっております。この改正についても、法の改正に準じて行うものです。後期高齢者の方の福祉医療についても、住所を移して入院・入所中の75歳到達者は、病院の所在する住所地で新たに福祉医療の申請を行うことで、福祉医療を受給することになっていましたが、この改正により住所地特例を受けて、引き続き前住所地、孺恋村の福祉医療を受けることになるものです。なお、孺恋村においては、この該当者は今までおりませんでした。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに、採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝沢俣明君） 日程第7、同意第1号 婦恋村固定資産評価員の選任同意についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 同意第1号について提案理由を説明させていただきます。

人事異動に伴いまして新たに選任するものになります。地方税法により固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者から選任することとされており、担当課である税務課長を同委員として選任し同意を得たいので、本案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（滝沢俣明君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案については人事案件であります。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、同意第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（滝沢倅明君） 日程第8、議案第29号 和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第29号につきまして提案理由を説明させていただきます。

職員の交通事故により、相手方の身体に損害を与えたため、地方自治法第96条第1項第12号及び13号の規定によりまして、1月22日に議決された案件の人身分につきまして、和解及び損害賠償の額を定めるため、本案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます、またご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） それでは、議案書の裏ページにございます和解及び損害賠償の決定について、説明をさせていただきます。

事故概要等につきましては、臨時会のほうで説明をさせていただきましたので、3番の和解の内容について説明をさせていただきます。

本件事故による傷害に関する賠償金について、87万3,522円を村の加入する自動車損害賠償責任保険より相手方に支払うことで、この賠償金以外に一切の債権債務の存在しないことを相互に確認することで、本日、議決をもって和解が成立されることとなりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（滝沢倅明君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 特に村長にお聞きしたいと思うんですけれども、この場所はとても見通しのいい場所で、本来なら事故が余り起こらないところかなと、自分は現地に行って思っ

たんですけれども、やっぱりそこら辺の背景、起こってしまったことを私は責める気持ちは毛頭ないんですけれども、やはりその背景をどのように庁舎内で検討し合ったり、当事者との話し合いをしたりとか、その辺をどのようにして、今後どう生かすかというところを庁舎内で確認し合ったのかどうか、説明していただければと思います。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

現場につきましては、私も現場についてはよくわかっております。職員からも一応ヒアリングをさせていただきまして、車が大型が来て、その後にオートバイが来たということのようでした。十分、門員のほうから出て右折するということがございましたが、十分に曲がり切るであろうと思って出たところ、後から来てオートバイと衝突したというふうに聞いたところでございます。

いずれにいたしましても、不注意であることは間違いございませんので、口頭により戒告をさせていただいたということで、この件につきましては、以前も議会でも報告をさせていただきました。また、庁内におきましては、担当課長に私からも各職員について、しっかりと今後、公用車による事故、これが起きないように十二分にお互いに注意するようというふうに厳しく申し伝えてあるところであります。また、全体の月例朝礼会議におきましても、総務課長より全職員に対しまして、不注意による事故のないようにということで、対処してきたところでございます。

今後も厳しく、職員については村民の一応模範であるということでございますので、事故のないようにしっかりと対応してまいりたいと、こう思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 今、村長の質問に対する答弁を聞いてですけれども、やはり十分に曲がり切れるかなと思ったけれども、やっぱり出ちゃったという、その背景には、もしかした

ら急いでいたんじゃないのかとかもあったり、次の仕事のこととか考えたりもあったのかなと考えられるんですけども、一番はやっぱり今回、人身でもけがだけで終わったからよかったけれども、やっぱり命にかかわることだったら、本当に大事故になると思うので、そこら辺はただ注意というか訓告とか、そういったことだけではなく、やっぱり本当に一人一人が公務員としてというか、命を大事にするというところで、忙しいけれどもちょっと余裕を持って行動しようとか。そういった点で、一人一人が注意していくことも日常の中で気をつけていただいて、事故は起こさないようにと、起こるときは起こるけれども、気をつけようというのは、私たちも含めて、今、身にしみて注意するときじゃないかなと思いますので、今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（滝沢俣明君） 賛成ですか、反対ですか。

○8番（伊藤洋子君） 賛成ですけども。

○議長（滝沢俣明君） ほかにご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに、採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（滝沢俣明君） 以上をもって、付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成30年第3回孺恋村村議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時38分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年 月 日

議 長 滝 沢 俣 明

署 名 議 員 大 久 保 守

署 名 議 員 伊 藤 洋 子